

ふるさと遠野の環境報告書

(平成 20 年度)



『早池峰山 山開き』

岩手県遠野市

— 目 次 —

第1章 環境基本計画の概要	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の役割	1
第3節 計画の期間及び見直し	1
第4節 施策の体系	1
第5節 推進体制	2
第2章 環境の現状	3
第1節 自然環境	3
1 位置及び地形	
2 気候	
第2節 社会環境	3
1 人口	
2 交通	
3 水道	
第3節 生活環境	5
1 大気環境	
2 水環境	
3 廃棄物	
4 公害苦情	
第4節 環境の特性と課題	8
1 豊かな自然環境の維持	
2 生活スタイルの改善	
3 遠野らしさの継承	
第5節 環境保全活動	9
1 活動の現状	
2 環境教育	
第3章 基本目標ごとの実施状況	11
第1節 「健康で潤いのある生活」を目指して	11
1 清らかな水を守る	
2 きれいな空気を守る	
3 生活環境における騒音等を防止する	
4 安心して暮らせる環境を確保する	

第2節 「生物の多様性の確保」を目指して	14
1 自然環境を保全する	
2 生物の多様性を確保する	
第3節 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して	15
1 緑地を確保する	
2 身近な自然とのふれあいを促進する	
3 地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する	
第4節 「循環型社会の構築」を目指して	16
1 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する	
第5節 「地球環境の保全」を目指して	17
1 エネルギーを有効に利用する	
2 地球環境の保全に貢献する	

＝ 資 料 編 ＝

資料1 各町ごとの主な取組状況	19
資料2 遠野市地球温暖化対策実行計画平成20年度実績報告	25
資料3 ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例	27

第1章 環境基本計画の概要

第1節 計画策定の目的

今日の環境問題は、20世紀後半の急激な高度経済成長に伴い「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済社会システムが大きな要因となり、地球規模から身近な地域に至るまで、複雑で広範多岐にわたる新たな問題が顕著になってきています。

遠野市は、これまで総合計画により環境施策を推進してきましたが、より明確に環境の保全及び創造に関する基本理念と施策の基本方針を示すため、平成16年3月に「ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例」を制定し、平成17年10月1日の旧遠野市・旧宮守村の合併時に新市に引き継がれました。

また、同条例第9条に基づいて、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成18年3月に「遠野市環境基本計画」を策定しました。

第2節 計画の役割

本計画は、本市の地域特性や環境特性に対応した目指すべき環境像である「自然環境と人間生活の調和」の実現に向けた施策の展開や環境配慮指針など、本市の環境行政に関する具体的な考え方を示すものです。

また、各主体（市民・滞在者・事業者・市）が行う各種の行動や事業を環境配慮へと誘導し、関係者の相互協力によって所期の目的を推進する役割を持っています。

第3節 計画の期間及び見直し

計画の期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間です。

また、計画の見直しは、社会情勢の変化等を勘案し、遠野市環境審議会の意見を聴きながら、必要に応じて行います。

第4節 施策の体系

目指すべき環境像及び基本目標を実現するために、次のような体系のもとに環境施策の展開を図ることにしています。

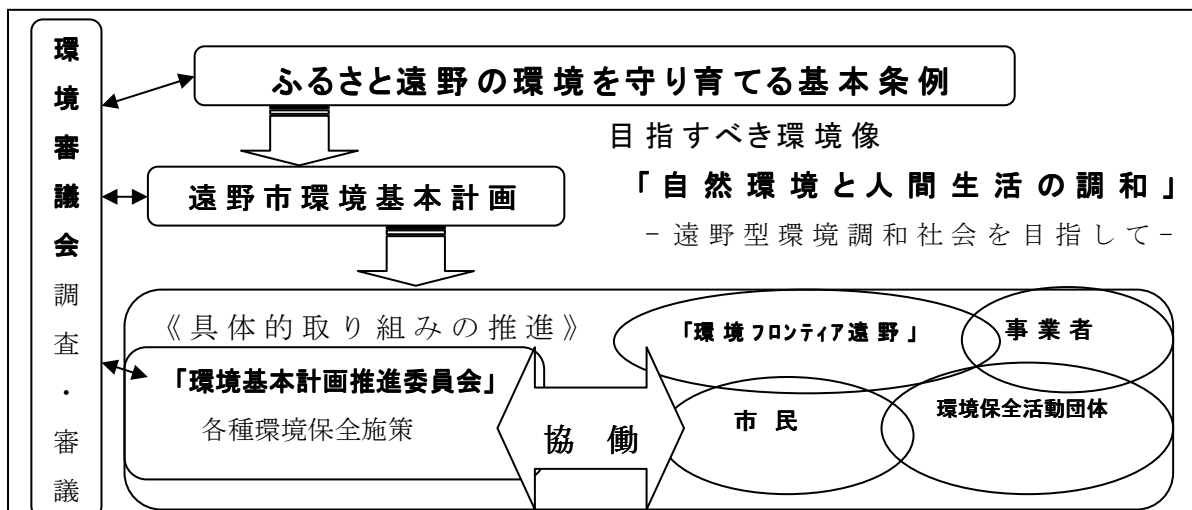
■ 基本目標ごとの環境施策の体系

基本目標	個別目標	施策の方向
1 「健康で潤いのある生活」を目指して	(1) 清らかな水を守る	ア 工場・事業場などの対策の推進 イ 水質の保全 ウ 監視体制の充実
	(2) きれいな空気を守る	ア 自動車交通などに起因する環境への負荷の低減 イ 工場・事業場などに起因する大気汚染、悪臭などの防止 ウ 監視体制の充実
	(3) 生活環境における騒音等を防止する	ア 自動車交通などに起因する騒音・振動の低減 イ 工場・事業場などの騒音・振動の防止 ウ 監視体制の充実

	(4)安心して暮らせる環境を確保する	ア 廃棄物の適正処理の推進 イ 不法投棄の防止と環境美化の推進 ウ 化学物質などの対策の推進 エ 監視体制の充実
	(5)人にやさしい生活環境を創出する	ア 人にやさしい歩行者空間の創出
2「生物の多様性の確保」を目指して	(1)自然環境を保全する	ア 森林の保全 イ 農地の保全 ウ 水辺の保全
	(2)生物の多様性を確保する	ア 野生動植物の保護 イ 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・創出
3「自然景観、伝統文化の保全」を目指して	(1)緑地を確保する	ア 公園緑地の確保 イ 緑化の推進
	(2)身近な自然とのふれあいを促進する	ア 身近な自然とのふれあいを促進
	(3)良好な景観を保全・形成する	ア 良好な景観を保全・形成
	(4)地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する	ア 歴史的・文化的環境の保存・活用
4「循環型社会の構築」を目指して	(1)資源の循環的利用とごみの減量化を推進する	ア ごみの発生抑制 イ 再利用・再生品の利用の拡大 ウ 資源回収と再資源化 エ 水の循環システムの健全性の維持
5「地球環境の保全」を目指して	(1)エネルギーを有効に利用する	ア 省エネルギーの促進 イ 新エネルギー利用の促進
	(2)地球環境の保全に貢献する	ア 地球温暖化対策 イ オゾン層の保護 ウ 酸性雨対策 エ 森林の保存

第5節 推進体制

「遠野市環境基本計画推進委員会」において、全庁的に各種計画や事業の調整及び連携を図るとともに、平成16年11月に環境活動団体の情報交換や実践活動を推進することを目的に、市民、事業者、関係機関・団体によって組織された「環境フロンティア遠野」と協働しながら、環境フォーラムや交流会など、様々な取り組みを推進しています。



第2章 環境の現状

第1節 自然環境

1 位置及び地形

遠野市は、岩手県の東南部に位置しており、岩手県東部を縦断する北上高地の一角に広がる遠野盆地を中心に東西、南北とも約38km、総面積825.62k㎡を有しています。

2 気候

平成20年の気候及び過去5年間の気象状況は、次のとおりとなっています。

■ 遠野市の気温(平均、最高、最低)、降水量

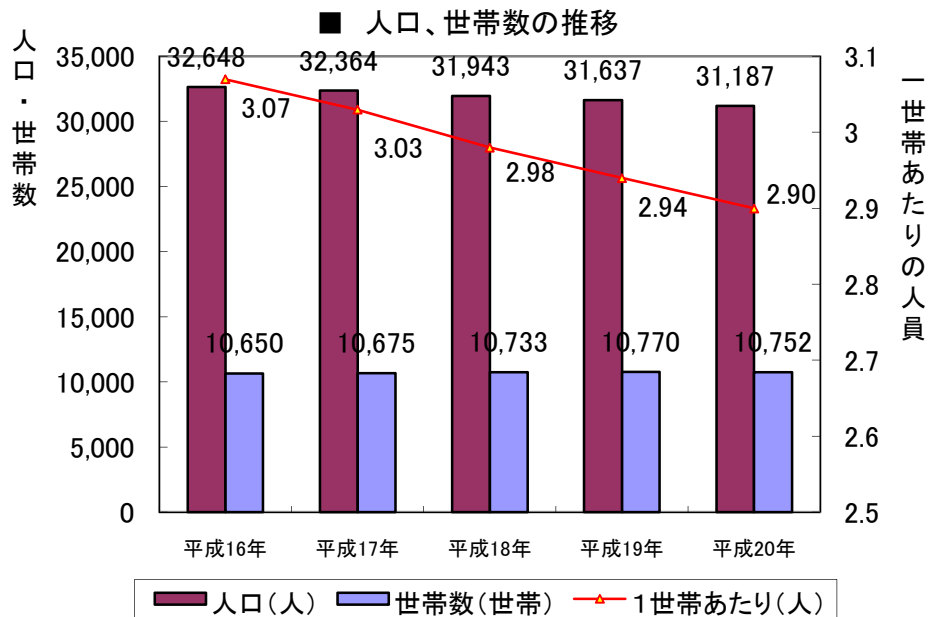
		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	過去10年平均
気 温 °C	平均	10.4	9.4	9.7	10.2	10.0	9.9
	最高	34.9	35.1	33.7	36.5	32.3	34.0
	最低	-14.3	-17.5	-17.1	-9.8	-14.9	-15.4
年間降水量(mm)		1307	1055	1057	1358	1139	1253.5
最深積雪(cm)		44	43	49	50	23	36.1

盛岡地方気象台

第2節 社会環境

1 人口

平成20年9月末の人口は31,187人、世帯数は10,752世帯となり、減少傾向が続いており、1世帯あたりの人員は2.90人となっています。

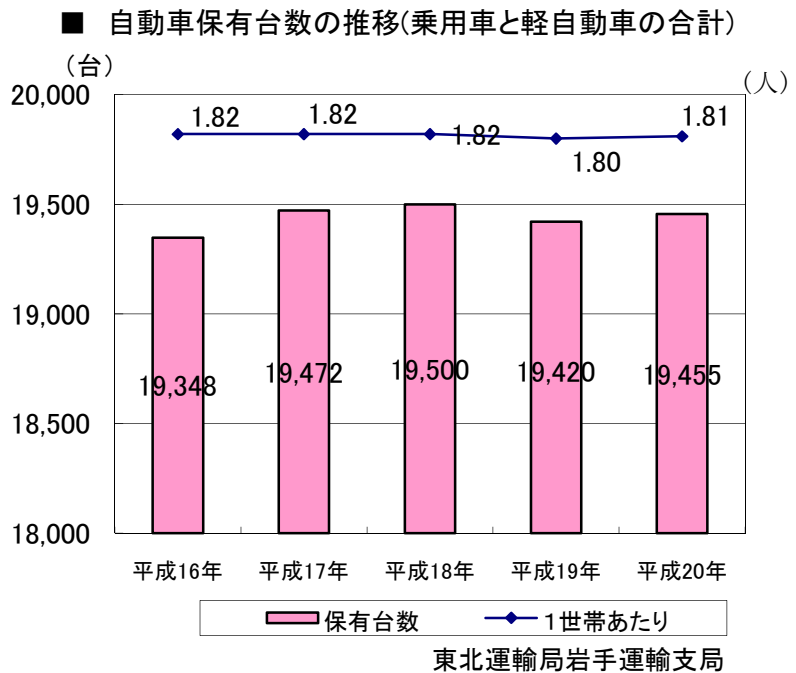


総務部市民課 各年9月30日現在

※ 平成17年9月30日以前は、旧市・旧村の合算数値です。

2 交通

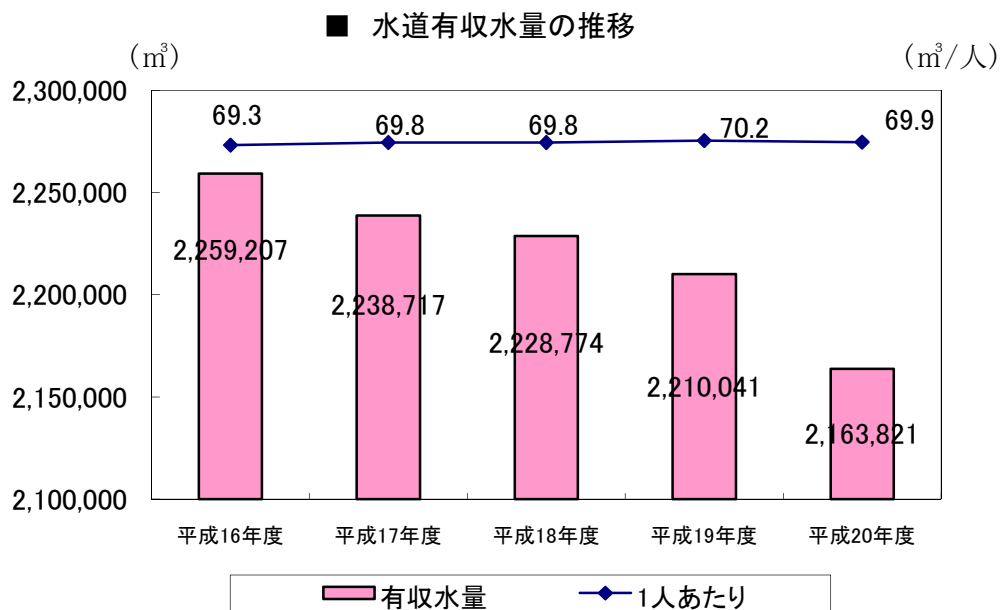
平成 20 年度の自動車保有台数(乗用車と軽自動車の合計)は 19,455 台、1 世帯当たりの保有数は 1.81 台で平成 16 年度からほぼ同じ水準を推移しております。



※平成 17 年 9 月 30 日以前は、旧市・旧村の合算数値です。

3 水道

水道の有収水量は、平成 20 年度は 2,163,821 m^3 と平成 16 年度と比べ 4.2%の減となっています。人口 1 人当たりの有収水量について平成 20 年度は 69.9 $\text{m}^3/\text{人}$ と、平成 16 年度に比べて 0.6%増加しています。



※「有収水量」とは有効水量のうち、料金徴収の対象となった水量を指します。

※平成 17 年 9 月 30 日以前は、旧市・旧村の合算数値です。

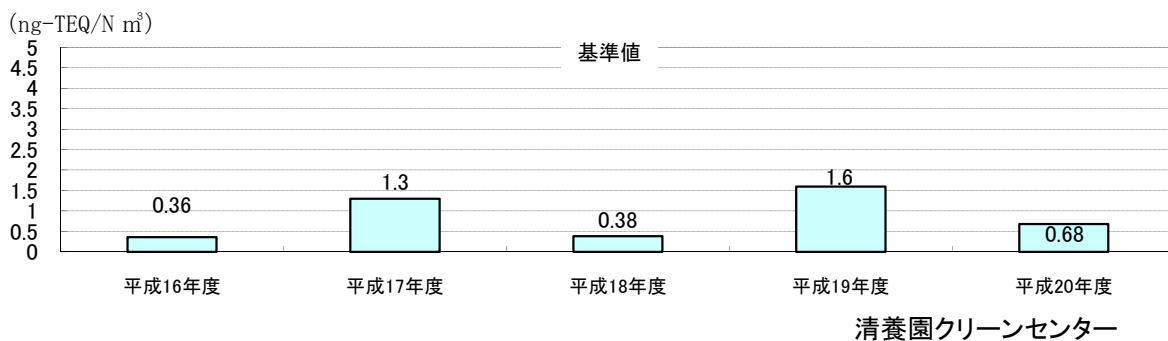
第3節 生活環境

1 大気環境

市内には、大気環境を悪化させる要素が少ないことから、継続的に一般環境大気等を測定するための施設は設置されていません。大気汚染に関わる苦情もなく概ね良好に保たれているといえます。

清養園クリーンセンターから排出されるダイオキシン類の濃度は、平成20年10月の測定では基準値である5ng-TEQ/N m³を下回る0.68ng-TEQ/N m³でした。

■ 清養園クリーンセンターのダイオキシン類の排出濃度

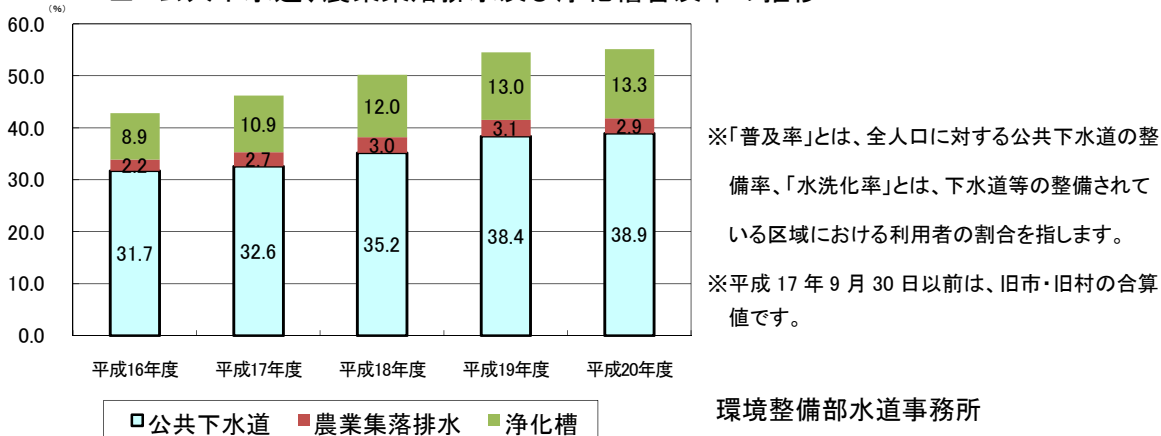


*「ng(ナノグラム)」とは、10億分の1グラム。

2 水環境

生活排水対策としては、公共下水道、農業集落排水事業及び浄化槽設置事業を実施しており、平成20年度末の公共下水道の整備面積は、遠野処理区・宮守処理区合わせて452ha、管渠延長は104km。普及率は38.9%、水洗化率は70.1%となっています。農業集落排水は2.9%、浄化槽は13.3%となっています。

■ 公共下水道、農業集落排水及び浄化槽普及率の推移



※「普及率」とは、全人口に対する公共下水道の整備率、「水洗化率」とは、下水道等の整備されている区域における利用者の割合を指します。

※平成17年9月30日以前は、旧市・旧村の合算値です。

環境整備部水道事務所

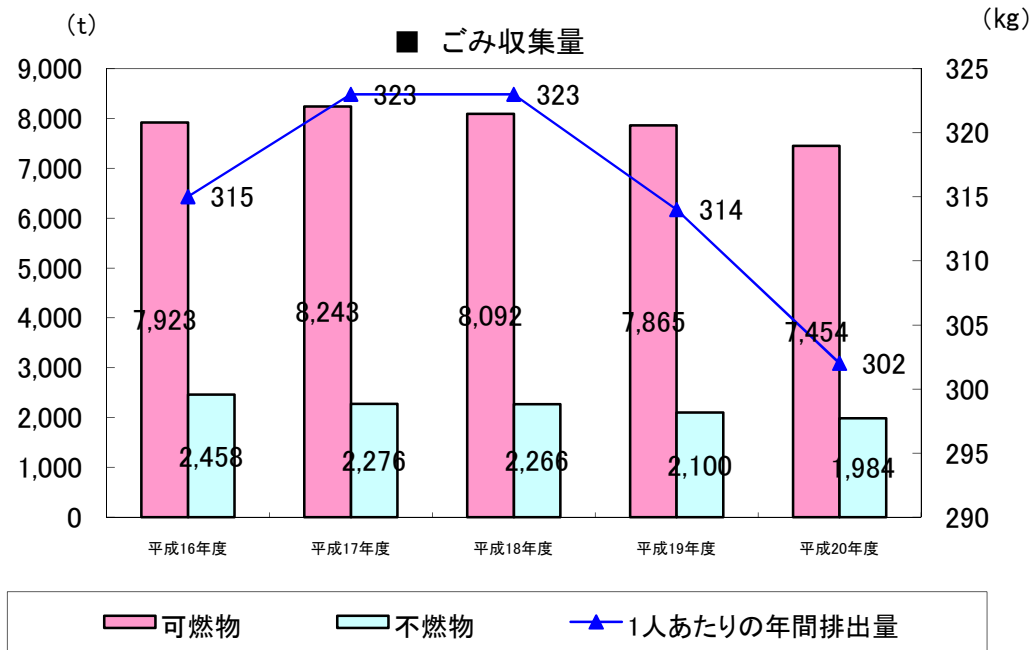
■ し尿収集量

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
し尿収集量(kℓ)	21,574	21,863	21,592	21,077	20,183

環境整備部環境課

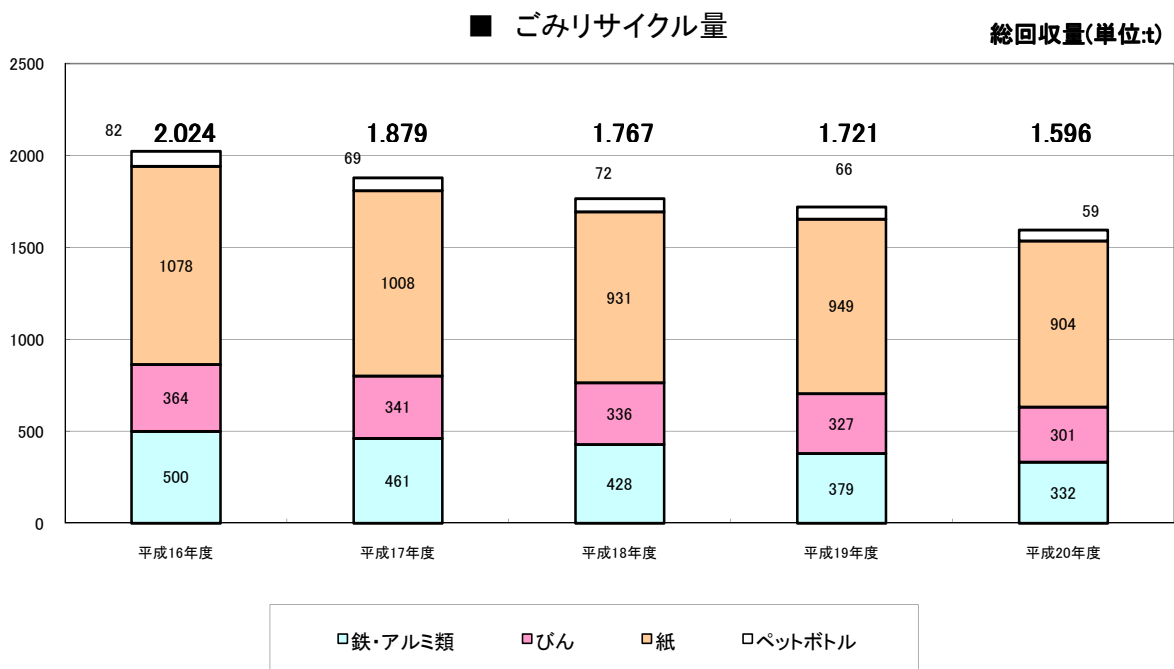
3 廃棄物

ごみの収集量は、平成 17 年度から減少傾向となり、平成 20 年度は、9,438 t で前年比 5.3%の減となっています。



環境整備部環境課

ごみのリサイクル量は、平成 19 年度 1,721 t で前年比 2.6%、平成 20 年度 1,596 t で前年比 7.3%の減となっています。



環境整備部環境課

■ ごみの減量とリサイクル助成の実績

	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
買い物袋(マイバッグ)	個	23	22	135	175	72
生ごみ処理容器	基	53	57	77	59	105
生ごみ処理機	基	18	14	19	20	31
生ごみ堆肥化促進剤普及事業	団体	12	13	13	13	13
紙 ひ も	個	543	260	712	701	883
資源集団回収奨励金事業	団体	29	23	25	22	27

環境整備部環境課

家庭ごみの減量化とリサイクルの推進については、行政区等を対象に学習会を実施しながら市民に周知を図っており、これらを後押しする事業として、遠野市公衆衛生組合連合会がごみの減量を推進する助成事業を実施しています。

4 公害苦情

平成 20 年度に受理した典型 7 公害（下表参照）に関する苦情件数は 2 件ありましたが、概ね良好に保たれています（騒音・振動に関する規制区域は、都市計画区域内の用途地域が指定されています。）。

近隣騒音、違法焼却行為等の生活環境上の苦情は増加傾向にあります。

■ 公害苦情発生状況

	大気	水質	騒音	振動	悪臭	ばい煙	粉じん	その他	計
平成 16 年度	0	0	1	0	0	0	0	0	1
平成 17 年度	0	0	1	0	0	0	0	0	1
平成 18 年度	0	0	1	0	1	0	0	0	2
平成 19 年度	0	0	1	0	1	0	0	0	2
平成 20 年度	0	0	1	0	1	0	0	0	2
計	0	0	5	0	3	0	0	0	8

環境整備部環境課

第4節 環境の特性と課題

1 豊かな自然環境の維持

現在、河川の水質は概ね良好ですが、河川への生活排水の流入や農薬の使用等の理由から水生生物への影響が懸念されます。

公共下水道や浄化槽の普及をより一層進めながら、ポイ捨てや不法投棄、公害等も含め、環境保全に対する意識の高揚を図る必要があります。

2 生活スタイルの改善

20世紀の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会システムは、廃棄物問題や森林の減少、大気中の二酸化炭素（CO₂）濃度の増加による地球温暖化など、さまざまな地球環境問題をもたらしました。

今後は、特定の産業のみならず、市民一人ひとりが個々の生活スタイルを見直し、環境への負荷を誘発する当事者である自覚をもち、資源循環型社会へと変えていかなければなりません。

3 遠野らしさの継承

環境保全施策を進める上で、本市を市街地・田園・里山・森林の4つの領域に区分し、領域ごとに環境配慮指針を定めて行動することになりました。

特に田園区域、里山区域及び森林区域は、『遠野物語』によって語り継がれてきた“日本の原風景”のイメージそのものが醸し出されています。

先人から守り伝えられてきた伝統的な景観の保全を積極的に進めるとともに、後世に伝えるべき貴重な財産として伝承していかなければなりません。

第5節 環境保全活動

1 活動の現状

環境基本計画を市民の立場から推進することを目的とし設立された市民環境団体「環境フロンティア遠野」が、「明日の遠野の環境を考えるフォーラム」などを開催し、多様な視点から環境保全意識の啓発活動に取り組んでいます。各町においても、道路・河川清掃などそれぞれの文化や風土を生かした活動に取り組んでいます。(P19～28「資料1」)

さらに、各学校や子ども会、企業等においても、資源回収や花の植栽などの環境保全活動への積極的な取り組みが行われています。

今後も、それぞれの団体等の自主性を尊重し活動の支援を行っていく必要があります。

■ 環境フロンティア遠野構成団体の環境活動

No.	団体名	活動内容
1	岩手県建設業協会遠野支部	環境保全活動(道路清掃、道路・河川の草刈、植栽ほか)
2	岩手県建築士会遠野支部	景観形成に関する調査・研究・発信 ほか
3	岩手県自動車整備振興会遠野支部	自動車リサイクル法に基づく自動車の適正処理の推進ほか
4	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合遠野支部	ごみの減量化推進、アイドリングストップ・キャンペーンほか
5	上猿ヶ石川漁業協同組合	河川環境調査、河川清掃、河川環境保全意識啓発ほか
6	遠野エコネット	自然観察会、エコマップの作成・植樹活動ほか
7	遠野市公衆衛生組合連合会	ごみの減量・資源化の推進(資源集団回収、生ごみ処理容器購入助成など)、地域環境美化活動の推進ほか
8	遠野市生活研究グループ連絡協議会	環境にやさしい暮らしの実践研究、地産地消の推進
9	遠野市地域婦人団体協議会	生ごみの減量・資源化、各種環境美化活動の参加ほか
10	遠野市母子寡婦福祉協議会	福祉バザーの実施 ほか
11	遠野市 PTA 連合会	地域環境美化活動、資源集団回収 ほか
12	遠野商工会	清掃活動、産業廃棄物処理・各種リサイクル法研修 ほか
13	遠野全飲料業生活衛生同業組合連合会	業務用残さの減量化、材料購入時の簡易包装推進 ほか
14	遠野地区更生保護女性の会	他団体との連携による環境保全活動の推進
15	遠野地区交通安全母の会連合会	エコドライブの推進 ほか
16	遠野地方森林組合	環境整備、植樹祭・育樹祭への参加
17	花巻農業協同組合	環境保全活動(道路清掃 ほか)
18	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合遠野支部	ごみの減量推進、各種研修会の実施 ほか
19	蓮池川を考える会	ビオトープ・散策路等の整備 ほか
20	山谷地区ほたるの里づくり保存会	山谷川の環境保全によるほたる増殖・観察会開催 ほか
21	遠野青年会議所	他団体との連携による環境保全活動の推進
22	(農)宮守川上流生産組合環境部会	環境保全活動(ビオトープの整備、道路・河川清掃など)の推進

2 環境教育

環境問題は、廃棄物や地球温暖化、またはオゾン層の破壊など、広範にわたります。また、これらの原因も多岐にわたることから、世代を問わず環境に関する正しい知識の普及と意識啓発に努めなければなりません。

このようなことから、「遠野市環境基本計画」及び「ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例」の内容について理解を深めるとともに、環境保全意識の向上を図るため、地域や団体を対象とした「環境勉強会」を開催しました。

環境保全意識を啓発するイベントとしては、基調講演や環境パネルの展示等による「明日の遠野の環境を考えるフォーラム」を開催し、環境保全意識の高揚に努めました。

市内小中学校でも「特色ある学校づくり事業」の一環として、年間行事計画に環境学習のための水生生物調査や森林学習等を取り入れた教育活動を積極的に展開しています。

さらに、次代を担う子どもたちと環境の大切さ・環境のあり方について学習するため、「環境学習会」を開催しました。

今後も、年代や社会情勢に応じたメニューを取り入れながら学習する機会の整備が必要です。

■ 環境教育活動実施及び参加状況

(単位:人)

項目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
環境勉強会	876	151	486	1,964	707
環境学習会	187	185	247	1,445	1,090
明日の遠野の環境を考えるフォーラム	—	180	200	210	150
遠野の環境展(H20 は、9 日間開催)	—	—	984	1,732	1,121
環境ふれあい展(H17 は、エコ屋台村)	—	2,000	2,171	—	—
合計	1,063	3,116	4,088	5,351	3,068

環境整備部環境課

第3章 基本目標ごとの実施状況

第1節 「健康で潤いのある生活」を目指して

1 清らかな水を守る

公共用水域の水質については、市内でA類型指定となっている4河川7箇所と類型指定のない8河川9箇所で水質調査を実施した結果、人の健康の保護に関する項目については、環境基準を満たしていました。

生活環境の保全に関する項目について、水の汚れを見るための代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）や溶存酸素量（DO）、浮遊物質（SS）等は、次のページの表のとおりになっています。

水環境をより良質に保全していくためには、公共下水道などの整備・普及や事業所・家庭の生活排水対策、水源かん養林の保全などを推進する必要があります。

また、各地域、環境パトロール等による監視活動を行っていますが、さらに連携を深めていく必要があります。

※「水源かん養林」とは、雨や雪などの降水を土壌に浸透・保水させて、その後、時間をかけ河川へ水を供給する機能を持っている森林のことをいいます。

* 調査項目に関する説明

水素イオン濃度 (pH)	水溶液の性質を示す指標。 pH 7 のとき中性、数値が上がるとアルカリ性、低くなると酸性を示す。河川水は通常7付近だが、下水や工場排水、植物プランクトンの光合成などにより数値が増減する。
生物化学的酸素 要求量 (BOD)	20℃5日間で微生物が、河川水や排水中の汚染物質（有機物質）を分解するときに必要な酸素量。この数値が大きいほど、汚染物質が多いことを示す。
浮遊物質 (SS)	水中に懸濁している不溶性物質を総称し、「懸濁物質」という場合もある。 水の濁りの原因となるものとして、粘土、有機物、プランクトンのほか各種産業や生活排水中の微細な物質などが挙げられる。
溶存酸素 (DO)	溶存酸素とは一般に液相中または水中に溶解している分子状酸素をいう。 溶存酸素量は水温や気圧、他の溶質の影響を受け、水温の上昇とともに減少し、大気中の酸素分圧に比例して増加する。 河川の上流では、ほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれているが、下水や工業排水などに汚染された下流では、有機腐敗性物質や他の還元性物質などによって消費されることから、この数値が小さいほど汚染の度合いが高いことを示す。

■ 市内河川水質調査の結果

項目		水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素 要求量(BOD)		浮遊物質量 (SS)		溶存酸素量 (DO)	
		環境基準(A類型)		2mg/ℓ以下		25mg/ℓ以下		7.5mg/ℓ以上	
河川名	年度	H20	5年前 (H15)	H20	5年前 (H15)	H20	5年前 (H15)	H20	5年前 (H15)
	A 類 型	早瀬川 (下早瀬橋付近)	7.9	7.8	<0.5	<0.5	2	1	9.7
猿ヶ石川 (高室鉄橋付近)		7.6	7.4	0.6	0.6	3	2	9.6	10.8
猿ヶ石川 (杵臼橋付近)		7.4	7.6	<0.5	<0.5	4	5	8.7	11.0
猿ヶ石川 (駒木橋付近)		7.5	7.4	0.6	<0.5	3	4	9.5	11.2
小友川 (小友橋付近)		7.8	7.8	<0.5	<0.5	2	1	9.4	10.8
小友川 (常楽寺橋付近)		7.8	7.7	<0.5	0.6	2	3	9.5	10.9
達曾部川 (鑄物大橋付近)		7.9	7.8	<0.5	<0.5	3	3	8.8	-

項目		水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素 要求量(BOD)		浮遊物質量 (SS)		溶存酸素量 (DO)	
		環境基準(B類型)		2mg/ℓ以下		25mg/ℓ以下		7.5mg/ℓ以上	
河川名	年度	H20	5年前 (H15)	H20	5年前 (H15)	H20	5年前 (H15)	H20	5年前 (H15)
	類 型 指 定 な し	長野川 (大同橋付近)	7.8	7.8	<0.5	<0.5	1	1	9.3
来内川 (栢岡橋付近)		7.6	7.6	<0.5	<0.5	3	2	7.6	10.4
来内川 (長岡橋付近)		7.4	7.4	0.5	0.8	2	2	9.4	9.8
猫川 (羽臼橋付近)		7.4	7.3	0.6	<0.5	2	2	8.3	10.2
宮守川 (吉金橋付近)		8.0	8.0	0.7	0.6	2	4	7.5	-
塚沢川 (塚沢橋付近)		8.2	7.9	<0.5	<0.5	1	4	7.2	-
宿川 (立川橋付近)		7.7	7.7	0.6	<0.5	1	2	7.0	-
家老沢川 (沢田橋付近)		8.0	7.8	0.5	0.5	<1	<1	7.9	-
清水川 (下鱒沢12地割)		8.0	7.9	<0.5	<0.5	2	2	8.6	-

2 きれいな空気を守る

市内においても交通量の増加により、空気の汚染が懸念されます。

今後は、アイドリング・ストップやタイヤの適正圧の推進をはじめとした自動車の適正運転、公共交通機関の利用促進など、自動車交通を起因とする環境負荷の低減に努める必要があります。

3 生活環境における騒音等を防止する

騒音・振動は概ね良好に保たれていますが、生活環境の保全のため、関係法令及び県条例に基づいた、規制・監視を続けていく必要があります。

4 安心して暮らせる環境を確保する

循環型社会形成推進基本計画の趣旨を踏まえ、出来る限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては、不適正処理の防止その他の環境への負担軽減に配慮しつつ、再使用・再生利用など循環的利用を進めています。

適切な循環的利用が行われないものについては、適正処分するよう努めていきます。

公衆衛生組合と連携し、各町ごとに道路沿いの不法投棄やごみ集積所の違反ごみの状況調査など環境パトロールを年2回実施し、不法投棄物の回収なども行いました。

不法投棄の根絶を目指し、継続的に住民意識を高める啓発を続けるとともに、市民、事業者との協働による不法投棄防止に取り組む必要があります。

■ 数値目標と達成率

項目		基準年度A (17年度)	現状B (20年度)	目標C (22年度)	達成率 (B/C)
BOD環境基準達成率		100%	100%	100%	100.0%
水生生物調査参加校数		10校	9校	19校	47.4%
水道普及率		89.5%	90.2%	91.0%	99.1%
汚水処理人口普及率		48.7%	55.1%	58.8%	95.0%
内 訳	下水道	34.8%	38.9%	38.0%	101.1%
	農業集落排水	3.0%	2.9%	3.2%	90.6%
	浄化槽	10.9%	13.3%	17.6%	75.6%
子どもエコクラブ登録数		2団体	13団体	12団体	108.3%
環境保護活動実施学校数		21校	19校	19校	100.0%

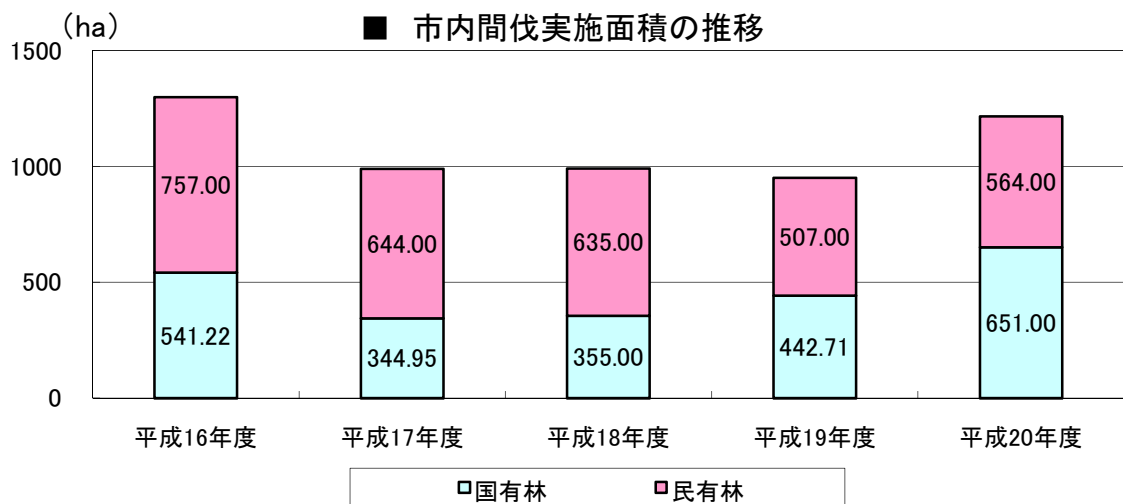
※「環境保護活動実施学校」については、全ての学校で実施されているので100.00%。

第2節 「生物の多様性の確保」を目指して

1 自然環境を保全する

間伐の着実な実施及び間伐材の搬出が図られ、水源かん養・土砂の流出防止等森林の有する多面的な機能が維持・増進されることが期待されます。平成20年度は、新植、枝打ち、間伐などが実施され、森林の保全に努めました。

中山間地域等における耕作放棄地の解消及び増加を防止するとともに、農用地を維持管理し、多面的機能を確保するなど、農地の保全に努めました。



農業活性化本部

2 生物の多様性を確保する

ハヤチネウスユキソウをはじめとした貴重な高山植物や野鳥の宝庫である国定公園早池峰山や、貴重な植物の群落を有する琴畑湿原など、市内には遠野特有の自然が数多く保全されています。

貴重な自然環境を良好に維持するため、自然公園保護管理員・指導員による巡回や利用者への指導、盗採防止パトロールなどに取り組んでいます。

それぞれの保護管理区域は、ほぼ良好に保たれていますが、年に数回の盗採や不法投棄が見受けられることから、利用マナーの向上や環境保全意識の向上について、一層の啓発が必要となっています。

■ 数値目標と達成率

項目	基準年度A (17年度)	現状B (20年度)	目標C (22年度)	達成率 (B/C)
自然環境保全地域数	4箇所	4箇所	4箇所	100.0%
鳥獣保護区数	8箇所	8箇所	8箇所	100.0%
ビオトープ設置数	1箇所	2箇所	5箇所	40.0%
特定植物等群落数	7箇所	7箇所	9箇所	77.8%

第3節 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して

1 緑地を確保する

梨ノ木平市有林にツツジ 100 本の植樹を行い、森林が持つ多面的機能の増進が図られ、市民の参加による森林づくりを通じて人や環境と森林との関係についての理解が深められました。

また、遠野市において 80%をしめる市内森林全域で、新植、枝打ち、間伐などを実施し、森林の保全に努めました。

2 身近な自然とのふれあいを促進する

遠野の豊かな自然にふれつつ、『遠野物語』に語り継がれる歴史を再認識し、さらには健康増進を図ることを目的に、土淵町で「民話のまち遠野ウォーキング大会」を開催し、子どもから大人までが、身近な自然と触れ合うことが出来ました。

東北自然歩道に指定されている仙人峠秘境のみち、遠野物語のみち及び五百羅漢のみちの管理を行い、自然に親しむ環境づくりに努めました。

3 地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する

文化財の調査、保護にあたっては、指定文化財の状況を調査し保護対策を講じています。結果、「遠野ふるさと村」へ移築した民家 2 棟と中央通りの仙台屋が国の登録有形文化財に登録されるとともに、附馬牛町の荒川駒形神社が国の重要文化的景観に追加選定されました。埋蔵文化財では、宮守町の遺跡分布調査を行い、新しく 18 遺跡を発見しました。

また、市内の遺跡地図を作成するなど、埋蔵文化財の保存調査・周知に努めました。

郷土芸能活動の推進にあたっては、継承と後継者の育成を図るため、保存団体に用具整備等の支援をするとともに、共演会での各団体の演目を映像として記録しました。

遠野遺産認定制度にあたっては、平成 20 年度は新規で 27 件の遺産を認定しました。

また、市民と行政の協働により補修等を行いました。

■ 数値目標と達成率

項目	基準年度A (17年度)	現状B (20年度)	目標C (22年度)	達成率 (B/C)
文化財保護数(国)	5件	12件	9件	133.3%
文化財保護数(県)	12件	12件	12件	100.0%
市指定文化財数	107件	108件	112件	96.4%
民俗芸能保存団体数	65団体	65団体	65団体	100.0%
エコツーリズム	0件	0件	1件	0.0%
環境保全モデル地区	0箇所	0箇所	2箇所	0.0%

第4節 「循環型社会の構築」を目指して

1 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する

産業まつり等各種イベントで、家庭内の生ごみ処理対策として、生ごみの処理機器・促進剤の普及を図り、ごみの減量化に向けた啓発に努めました。

福祉バザーやフリーマーケットが開催され、再利用に対する関心が高まっています。リサイクルショップなどにより再生品の利用の拡大も徐々に浸透してきています。

資源ごみの分別は浸透してきましたが、資源集団回収登録団体・回収量ともに減少した理由として、児童の減少により、地区子ども会単位での取り組みが減少したことが考えられます。今後も各種説明会や勉強会の開催により、啓発を図る必要があります。

■ 数値目標と達成率

項目	基準年度A (17年度)	現状B (20年度)	目標C (22年度)	達成率 (B/C)
一般廃棄物排出量	323kg	302kg	280kg	92.7%
リサイクル率	15%	19%	21%	90.5%
コンポスト等導入数	936基	1,135基	1400基	81.1%
資源集団回収登録団体	30団体	27団体	35団体	77.1%
資源集団回収量	190t	198t	220t	90.0%
ISO14001取得事業所数	9団体	8団体	10団体	80.0%
エコ事業所認定数	0団体	2団体	5団体	40.0%

※ 一般廃棄物排出量の達成率はC/Bです。

第5節 「地球環境の保全」を目指して

1 エネルギーを有効に利用する

近年、全国的に環境保全を図る機運が高まり、太陽光や風力・バイオマスなどクリーンなエネルギーを利用しようという動きが活発になってきました。

平成16年12月に営業を始めた、貞任、新山高原の「釜石広域ウインドファーム」の風力発電施設は、1,000kW級の風車43基で、42,900kWhの発電量があり、遠野市、釜石市、大槌町の全世帯の電力を賄える計算になります。現在、遠野市内には、12基設置されています。

また、平成18年度に「環境と経済の好循環のまちモデル事業」を導入し、市内小学校・青笹保育園の「太陽光と風力発電を利用した街灯」、綾織地区センター・青笹保育園・児童館の「ペレットボイラー」を活用し、新エネルギーの試験的活用に努めました。

2 地球環境の保全に貢献する

地球温暖化の大きな要因となる大量のエネルギー消費やゴミの増加を抑制し、CO₂（二酸化炭素）の削減をはじめとした環境負荷の軽減につなげるため、遠野市産業まつりでは、身の回りで出来る簡単な取組みとして「1家庭1エコ運動」などについて周知しました。また、「明日の遠野の環境を考えるフォーラム」を開催し、環境保全意識の啓発を図りました。今後もCO₂削減などについて、啓発をしていく必要があります。

■ 数値目標と達成率

項目	基準年度A (17年度)	現状B (20年度)	目標C (22年度)	達成率 (B/C)
環境保全活動団体数	4団体	5団体	7団体	71.4%
二酸化炭素の削減	—	—	8%	—
森林面積	68,581ha	68,609ha	67,820ha	101.2%
針広混交林への転換面積	329ha	564ha	700ha	80.6%
1家庭1エコ運動実施率	—	—	70%	—

= 資 料 編 =

資料 1	各町ごとの主な取組状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	19
資料 2	遠野市地球温暖化対策実行計画平成 20 年度実績報告		25
資料 3	ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例	・・・・	27

各町ごとの主な取組状況（各地区センター調べ）

【遠野町】

＝地区別の目標＝

- 道路清掃、河川清掃、鍋倉公園清掃、花いっぱい運動等環境美化活動を推進します。
- 動植物に配慮した環境づくりに努めます。
- 城下町としての町並みの保存や景観の創出に努めます。
- 廃棄物の減量化やリサイクルを促進します。
- 環境への関心を高めるため、環境教室・講座等を開催します。

	取組状況	実施日	参加者数
環境美化の推進	一斉道路清掃・一斉河川清掃及び各自治会における「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	4/13、6/14、8/3	全世帯
	春季・秋季清掃週間に併せて、町内各戸の清掃点検を実施、環境パトロールをしながら環境美化に努めました。	4/14～20、9/22～28	全世帯
	松崎地区と合同で「園芸教室」を開催し、花の植栽方法を学びながら園芸への理解を深め、環境美化、景観作りに対する意識の高揚に努めました。	5/22、6/26、7/10、8/28、9/25	7名
植物（の生態系）に配慮した環境づくり	一斉河川清掃をホタルの生息地や水生生物に配慮しながら実施しました。	8/3	全世帯
城下町としての文化的町並みの保全及び景観の創出	多くの住民参加による「南部氏遠野入部行列」の開催により、城下町の歴史に関する理解を深めました。	5/3	300名
	昔から伝わる祖霊迎への年中行事「まつび焚き」を実施し、町屋の盆行事の景観づくりに努めました。	8/13・14	68世帯
廃棄物の減量及びリサイクルの促進	各区の公衆衛生組合長や保健推進委員等により、ゴミの正しい出し方やゴミの減量化などの推進に努めました。	—	—
環境教育・講座等の推進	区長会研修により、秋田県五城目「環境と文化の村」を視察し、環境に対する取り組みと施設概要について研修しました。	10/10・11	13名

【綾織町】

＝地区別の目標＝

- 沿道の花いっぱい運動やごみ拾いなどの美化活動を推進します。
- 動植物に配慮した環境づくりに努めます。
- 桜並木の保全に努め、市民の憩いの空間作りを推進します。
- 郷土芸能の保存伝承を推進します。
- 耕種農業と畜産農業が連携した環境保全型農業を推進します。
- 資源回収活動を促進します。
- 環境学習に積極的に参加します。
- 生活雑排水の浄化意識の向上に努めます。

	取組状況	実施日	参加者数
環境美化の推進	一斉河川清掃や町内の国道 283・396 号線沿い 8 km にわたり約 5 万本のマリーゴールドの植栽を行う「花街道あやおり」の実施により、環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	6/29、8/3	延べ 1,103 名
桜並木の保全及び市民憩いの空間の創出	猿ヶ石川沿いの桜並木の下刈り・枝切り等を行うことにより環境美化及び保全の意識醸成に努めました。	4・6・8月	延べ 24 名
郷土芸能の保存伝承	「あやおり祭り」の実施により、古くから伝わる郷土芸能の伝承と保全に努めました。	7/20	600 名
資源回収活動の推進	綾織中学校の資源回収や公衆衛生組合による町内ゴミ収集所付近の不法投棄パトロールの実施により、不法投棄の防止と分別の徹底に努めました。	4/12、8/7、8/23、11/6	延べ 227 名
環境教育研修の推進	区長、保健推進委員研修で資源のリサイクル事業に取り組んでいる北上市内の企業・施設を視察、研修して理解を深めました。	10/28	18 名

【小友町】

＝地区別の目標＝

- 巖龍神社や藤沢の滝周辺の環境保全に努めます。
- ホテルやモリアオガエルの保全に努めます。
- 宿場町の情景や小友まつりや裸参りなどの文化を保存します。
- 耕種農業と畜産農業が連携した環境保全型農業を推進します。
- 水質調査を実施、水辺を利用した環境教育を推進します。

	取組状況	実施日	参加者数
花いっぱい運動	小友町農産物直売所や地区センター、小学校、中学校の花壇等に植栽して美しい町づくりに努めました。	5/30	80名
ホテルやモリアオガエルなどの希少動植物保全	ホテルの生息地調査や観察会の実施により、貴重な動植物の保全意識の向上に努めました。	6/8～8/3	延べ 190名
宿場町や小友まつり、裸参りなどの文化継承及び保全	小友まつり、小友裸参りをはじめとした祭りの実施により、郷土の伝統行事の保存と伝承に努めました。	8/23、2/28	延べ 1,030名
	「小友町探訪会」と題し、町内の名所旧跡を訪ねることにより、郷土の理解に努めました。	5/8、6/12、10/9	23名
資源回収活動の推進	小友中学校の資源回収や公衆衛生組合による町内ゴミ収集所付近の不法投棄パトロールの実施により、不法投棄の防止と分別の徹底に努めました。	4/20、8/3 9/22～28	延べ 560名
その他	環境パトロール（土室方面のゴミ不法投棄現場等）を行いました。	8/17、9/22	14名

【附馬牛町】

＝地区別の目標＝

- 森林の持つ水源かん養等多面的機能の維持・増進を図ります。
- 自然環境の再生・修復を推進します。
- 猿ヶ石川の源流域として、水質保全を図ります。
- 循環型社会システムづくりやグリーンツーリズムを推進します。
- 身近な自然環境の分布を把握し、自然への関心を高め、保全の必要性の理解を深めます。

	取組状況	実施日	参加者数
自然環境の再生、修復及び保全	「花いっぱい運動」で、附馬牛バイパス沿い、火渡しの石碑群前、自治会館前、小中学校等の花壇に婦人会・老人クラブが中心となり花の植栽や除草をし、環境美化・景観作りに対する意識の高揚を図りました。	5月～10月	延べ 120名
	ふれあいホーム堤防斜面の芝桜の除草を行い、環境保全及び名勝の整備に努めました。	6/12、6/19	40名
	白滝神社周辺及びかっぱのすわり石付近、片岸砂防ダム内の清掃及び除草作業を行い、環境保全に努めました。	8/3	40名
	東禅寺小学校跡地の草刈とゴミ拾いを行い、町民の憩いの場づくりに努めました。	6/22	20名
	雪解けに合わせて大出～大野までの市道のゴミ拾いを行い、環境美化に努めました。	5/3	40名
猿ヶ石川の源流域としての水質保全	河川環境整備の実施により、環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	8/3	481名
環境循環型システムやグリーンツーリズムの推進	区長・保険推進委員合同研修会を実施し、山形県新庄市株式会社「ヨコタ東北」でトレーのリサイクル等について研修をしました。	11/4	13名
身近な自然環境の分布把握及び保全意識の向上	町内の環境パトロールを実施し、ゴミ集積所の利用状況及び不法投棄現場の把握により、環境保全意識の向上を図りました。	6/5・10/23	18名

【松崎町】

＝地区別の目標＝

- 花いっぱい運動や道路・花壇の清掃の活動を推進します。
- 里山保全の醸成活動を実施します。
- 田園風景にふさわしい景観を保全します。
- 自然環境の再生を推進します。
- 環境学習に積極的に参加します。

	取組状況	実施日	参加者数
環境美化運動の推進	春季・秋季一斉道路清掃、河川一斉清掃及びマリーゴールド 20,000本を道路沿いに植栽する「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	4/6、6/29、8/3、10/26	延べ 3,300名
	地区センター、福祉センターを利用する団体が施設周辺の草取りやサッカー場のごみ拾いを行い、環境美化の高揚を行いました。	5月～10月	延べ 900名
自然環境の再生推進	松崎町宮代自治会とグリーンツーリズムの調査活動で訪れた東洋大学生と元八幡宮周辺の下草刈りや除間伐作業体験を実施し、里山を保全する意識の醸成を図りました。	9/20	50名
環境教育・講座等の推進	遠野地区と合同で「プランターでつくる家庭菜園教室」を開催し、堆肥を使った野菜の植栽方法を学びながら園芸への理解と、環境保全の理解を深めました。	5/22、6/26、7/10、8/28、9/25	35名
	生ゴミによる堆肥化を学んだことを基に、身近で自然にやさしい生活に努めました。	通年	45名
	松崎町地域婦人団体協議会が持ち寄った使い古しのシーツやタオル等でウェス作りに取り組み、リユースウェス(1,569枚)として社会福祉団体へ寄付し自然にやさしい活動に努めました。	6/26	13名
	区長・保健推進委員合同研修会において、宮城教育大学で視察研修を行い、水と環境と地域づくりをテーマに地域課題の手段を学び理解を深めました。	7/10、11	9名
	児童生徒を対象としたサイクリングを実施し、豊かな自然を享受できることの大切さを学習しました。	10/11	102名
	推進大会において、ごみをなるべく出さないため、紙皿、紙コップなどは使わず環境への負荷について理解を深めました。	1/25	114名
その他	松崎町公衆衛生組合において、町内を巡回・点検する環境パトロールを実施し、環境整備の状況把握に努めました。	7/11、11/6	18名

【土淵町】

＝地区別の目標＝

- 農業集落排水事業や浄化槽設置、水源の涵養などの環境保全や美化活動を推進します。
- 水生生物の生息に配慮するとともに水に親しめる河川や水路改修に努めます。
- 民話のふるさとを醸し出す自然景観の保全や郷土芸能・伝承行事の保存に努めます。
- 耕種農業と畜産農業の連携、ゴミの減量化やリサイクルを促進するとともに、環境保全型農業や循環型社会を推進します。
- 森や川に親しむ環境学習会の開催や環境美化活動などを積極的に推進します。

	取組状況	実施日	参加者数
環境美化運動の推進	町内一斉道路清掃を行い沿道の空缶ペットボトルの回収や、路肩の泥上げを行いました。	4/6	約700名
	町内の観光スポットである貞任高原水芭蕉群生地及び沿道のごみ・空き缶拾いの実施により、貴重な自然環境の保全に努めました。	4月20日	80名
	老人クラブと共同で地区センター周辺の「ふれあい花壇づくり」を行い、児童クラブ父母会などと共同で花壇の手入を行いました。	5月～10月	約60名
	第2区自治会では国道沿いに花壇を作り、マリーゴールドや各種花苗を植栽し、環境美化に努めました。	6月～10月	50名
	第3区久保自治会では国道沿いにマリーゴールドを植栽し環境美化に取り組みました。	6月～10月	30名
	第6区柏崎自治会では市道沿いにマリーゴールドを植栽し環境美化に取り組みました。	6月～10月	20名
	第7区ではスイセンクラブを結成して、五日市川両岸の花いっぱい運動を展開し、環境美化に努めました。	6月～10月	70名
	第10区自治会では国道沿いにマリーゴールドを植栽、観光スポットの「狐の関所」付近の環境美化に務めました。	6月～10月	100名
	貞任牧野組合では、会員総出で貞任高原のごみ拾いを行いました。	6月～10月	40名
	市内一斉河川清掃により、草刈り・ごみ拾いを行い、終了後交通安全協会会員が町内のカーブミラー清掃を行いました。	8月3日	約700名
水生生物の生態系調査と環境に配慮し、水に親しめる河川及び水路改修の推進	9区自治会有志によるカップ淵から9区地内を流れる蓮池川の護岸工事や川底からのゴミ拾いを実施し、水のきれいな川づくり、ビオトープゾーンとしての水辺の動植物復元に努めました。	4月～3月	60名
	土淵中学校では9年間に渡り、地域内の水質調査を行い、水質保全の意識高揚に努めました。	通年	生徒会
	土淵小学校では地域の河川の水中生物調査を行い、水質保全の意識高揚に努めました。	通年	児童会
	カップ淵に隣接する市有地に池の造成をし、さらに伐採や枯れて倒木した周辺に、林を呼戻そうと植樹活動を続けています。	通年	30名
耕畜連携による環境保全型農業の推進	栃内地区堆肥生産利用組合では、畜産農家から出される糞尿を良質の堆肥にし、有機資源として農地に還元すること「栃内土づくりセンター」を活用し、耕畜連携による環境保全型農業の推進に努めました。	10/1	250名
リサイクル促進による循環型社会の推進	土淵小学校及び土淵中学校の児童生徒、父母らによるビンやアルミ缶、紙類等の資源回収に努めました。	9/1	200名
森や森林に親しむ活動	区長会では山形県天童温泉を視察し、ごみの循環型再利用の取組みを研修しました。	10/21、22	12名
	貞任牧場で行われた、植樹祭に積極的に参加し植樹を行いました。	5/27	50名
	五日市地区の杉林の間伐、枝打ちを行い、森林の美化に努めました。	11/9	30名

【青笹町】

＝地区別の目標＝

- 花いっぱい運動やバイパスの清掃などの環境美化活動を推進します。
- 自然との触れ合いと水資源の保全に努めます。
- 排水の浄化意識の向上を図ります。
- 事業所では周辺環境に配慮した事業の展開に努めます。
- 文化財の保存活動を推進します。
- 耕種農業と畜産農業が連携した環境保全型農業の推進に努めます。
- 資源回収活動を促進します。
- 環境学習を積極的に促進します。

	取組状況	実施日	参加者数
環境美化運動の推進	春季・秋季大掃除、一斉河川・バイパス清掃及びマリーゴールドやサルビアを沿道に植栽する「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	4・6・8・9・10月	約3,000名
	各区老人クラブが、青笹町民俗館の周辺の環境整備を行い、環境美化に努めました。	4～11月	約101名
	老人クラブによる地区センター周辺の環境美化活動が行われ、地域環境美化への弾みがつきました。	7/13、10/13	147名
文化財の保存活動推進	しし踊り保存会と連携し、保育園児や小中学生を中心とした継続的な指導や、運動会・まつりなどの発表の機会を繰り返し設けることにより、「青笹しし踊り」への理解と伝承に努めました。	5・8・9・10月他	約450名
資源回収活動の推進	町内ゴミ収集所付近を中心とした環境パトロールの実施により、不法投棄の防止と分別の徹底に努めました。	6/20、11/6	41名
	行政区において資源回収活動を行い、リサイクル品目の回収に努めました。	随時	250名
	オサダ岩手事業所の社員、地域住民、地区センター職員、市職員が参加し、笛吹き峠の不法投棄ゴミ撤去環境整備を行いました。	4/26	120名
環境教育・講座等の推進	行政区単位で、地域内の子どもからお年寄りまでが参加し、地域内のゴミを拾い環境美化に努めました。	4月～10月	250名
	小学生を対象に環境学習会を開催し、町内の川にいる水中生物から水の汚れ具合を観察しました。	8/4	20名
	地区センターにペレットボイラーとペレットストーブを設置し、石油に代わる暖房施設して活用するとともに、地域住民へ環境にやさしい施設としてのPRを図りました。	—	—

【上郷町】

＝地区別の目標＝

- 大峰鉦山跡地の白樺樹林の保全に努め、体験学習の場として活用を図ります。
- 動植物の生息地である湧水の保全と活用を推進します。
- 早瀬川の源流域として、水質の保全に努めます。
- 「上郷聞歩」編集の際発掘した、名所旧跡や自然景観を保全します。
- 環境学習の機会を創出し、積極的に参加します。

	取組状況	実施日	参加者数
大峰鉦山跡地における白樺樹林の保全及び体験学習の推進	地元の特産である白樺樹液採取を通じた体験学習と世代間交流により、次代を担う子どもたちの自然とのふれあいを深める場と環境保全意識の高揚に努めました。	4/8～4/15 4/11 体験学習	58名
動植物の生息地である湧水の保全・活用	一斉河川清掃の実施により、雑草、雑木の刈り払いやゴミの除去作業を行い河川の環境整備に努めました。	8/3	1,051名
名所旧跡及び自然景観の保全	町内全体で花いっぱい運動を展開し、各行政区それぞれの工夫を凝らした花壇を整備し、また、老人クラブと上郷小学校 3・4 年生の共同により、上郷小学校裏河川公園の花壇整備をしました。	6/5～6/11	延べ 330名
	町内ゴミ収集所付近を中心とした環境パトロールの実施により、不法投棄の防止と分別の徹底に努めました。	7/3、10/2	45名
	遠野遺産認定制度の活用により、町内 1ヶ所の史跡、名所を遠野遺産に認定。また、認定されている町内遺産の景観、環境保全に努めました。	5/15～9/7	64名
環境教育・講座等の推進	区長・保健推進委員合同研修会において、秋田県秋田市「秋田火力発電所」で環境問題対策等について研修し、地域での公衆衛生活動の推進に努めました。	8/21、8/22	10名
その他	「上郷まつり」の実施及び上郷しし踊り保存会として上郷保育園児から高齢者まで遠野まつりへの参加を通して、郷土芸能の伝承に努めました。	6/15、9/14	500名 200名

【宮守町】

＝地区別の目標＝

- 自然環境に親しみながら、豊かな生態系及び自然環境の保全・継承に取り組みます。
- 水資源の大切さを深く認識し、稲荷穴名水の湧水や、河川等を保全するため、環境保全対策等に努めます。
- 道路清掃等の清掃活動や花いっぱい運動の環境美化活動を推進します。
- ごみの減量化やリサイクルの推進及び環境教育の奨励を行います。

	取組状況	実施日	参加者数
自然環境保全と継承の推進	森と湖に親しむ旬間に合わせた「柏木平リバーサイドまつり」や「稲荷穴まつり」の開催により、自然とのふれあいを深めるとともに、自然環境保全意識の高揚に努めました。	7/27、8/3	2,200名
河川の環境整備と水質保全	河川の環境保全を目的に、町内一斉に河川の草刈り及びゴミ拾い等を実施し、また、宮守川上流地区では 9 月にも河川の草刈りを実施しました。また、8 月 8 日には町内小学校児童を対象に、水生昆虫調査を行い水質保全の意識高揚に努めました。	6/10、7/5、 9/21	1,697名
		8/8	12名
環境美化活動の推進	町内一斉道路清掃の実施、宮守川上流地区による上宮守地内の国道 396 号線の法面の草刈りの実施や子ども会による空き缶拾い活動、各自治会等における「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境意識の高揚に努めました。	4月～	1,500名
廃棄物の減量及びリサイクルの推進	各区の公衆衛生組合長や保健推進員等により、ゴミの正しい出し方や減量化などの推進に努めました。 また、町内小学校・中学校の子供会による夏休み期間等にビンやアルミ缶、紙類等リサイクル品目の回収に努めました。 公衆衛生組合による町内のゴミ収集所付近の不法投棄パトロールの実施により、不法投棄の防止と分別の徹底に努めました。	4月～	
環境教育の奨励	公衆衛生組合長(区長)を対象に、秋田県大館市の㈱エコリサイクルの施設を研修。持続可能な循環型社会を目指し、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン、パソコンなどの受入、手分解作業、破碎粉碎、選別、洗浄などを行い再資源化していくなど視察し、地域で取り組むべきことについて認識を深めました。	1/21～22	20名

遠野市地球温暖化対策実行計画平成 20 年度実績報告

◆活動量実績

平成 20 年度の市の事務・事業に伴う温室効果ガスの総排出量は、5,630,612 kg-CO₂ となり、平成 15 年度（基準年）に対し、下回る排出量でした。

構成では、電気使用量が全体の 68.8%で、燃料設備における燃料使用量の A 重油、灯油、L P ガスが 27.2%、公用車燃料使用量のガソリン、軽油が 4.0%です。

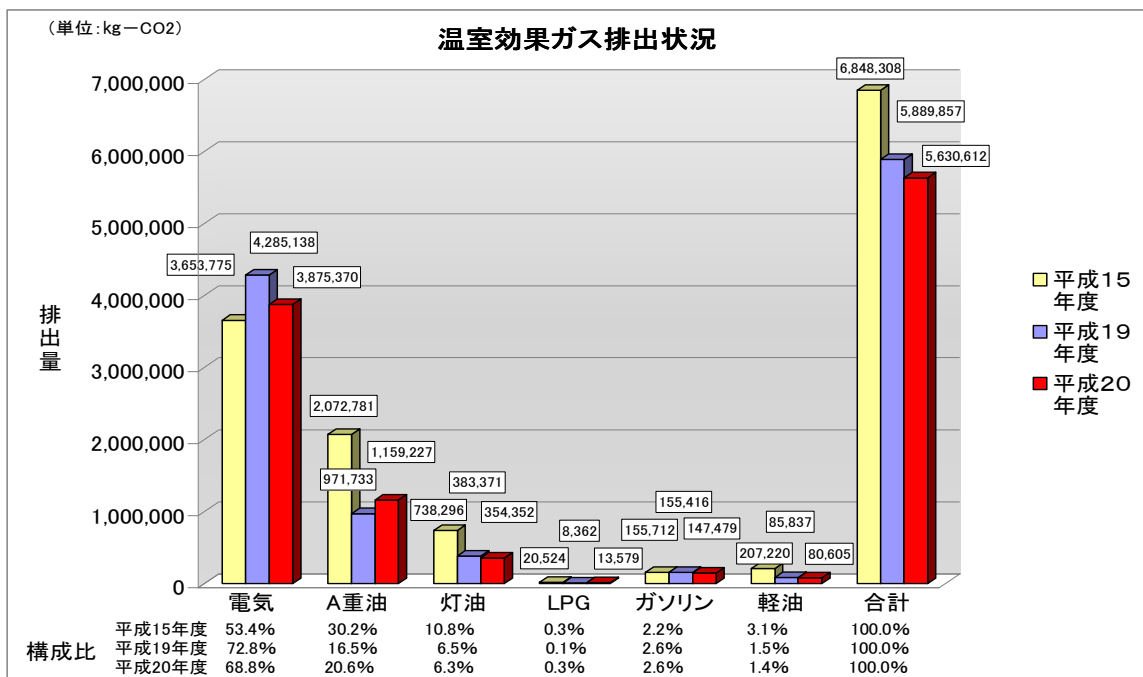
全体の 68.8%を占める電気使用量が、基準年に対し、6.0%上回る排出量でした。

○温室効果ガス排出状況

(単位: kg-CO₂)

項 目	平成 15 年度 (基準年) 現況値	平成 19 年度 排出量	平成 20 年度		平成 22 年度 (目標年) 目標値		
			排出量	基準年比 増減率	8%削減	6,300,443	
二酸化炭素	6,848,308	5,889,857	5,630,612	△17.7	8%削減	6,300,443	
電気使用量の削減	3,653,775	4,285,138	3,875,370	6.0		3,361,473	
燃料設備における燃料使用量の削減	A 重油	2,072,781	971,733	1,159,227	△44.0		1,906,958
	灯油	738,296	383,371	354,352	△52.0		679,232
	L P ガス	20,524	8,362	13,579	△33.8		18,883
公用車燃料使用量の削減	ガソリン	155,712	155,416	147,479	△5.2		143,255
	軽油	207,220	85,837	80,605	△61.1		190,642

○エネルギー別温室効果ガス排出量



◆今後の取り組み

温室効果ガス排出量削減は、職員一人ひとりの取り組みが重要となります。

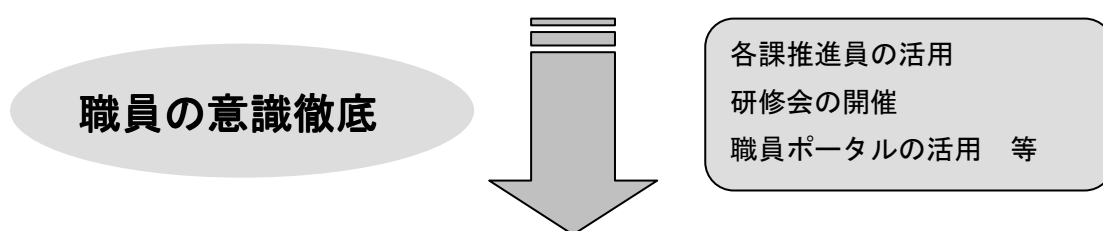
「もったいない」の意識を持ち、資源の使用節減に努めるなど、少しずつ積み上げ進めなければなりません。計画の推進のため、推進員を通じて周知しながら、今後も研修会等の開催や職員ポータルへの掲示など温室効果ガス削減に向けて取り組みを進めます。

また、平成 21 年度は、新エネルギー設備の導入として、遠野北小学校に大規模改造工事と併せて 20kw の太陽光パネルを設置します。

また、公用車の更新として、低公害車 9 台を導入し登録の古い順から更新します。

さらに、日常の事務・事業活動のなかの職員一人ひとりの自主的な取り組みとして、二酸化炭素排出状況の全体の占める割合が大きい「電気使用量」の削減に向け、取り組みます。

特に、職員が徹底する二酸化炭素排出量削減のための取り組みとして、継続して下記の項目の徹底を図ります。



- 長時間席を離れる場合には、パソコンの電源を OFF にする。
- 昼休み等就業時間外の照明は、必要箇所以外は消灯する。
- 用紙出力は可能な限り両面印刷、裏紙利用をする。

ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 基本方針(第8条～第11条)

第3章 基本施策(第12条～第25条)

第4章 審議会(第26条～第33条)

附則

民話のふるさと遠野市は、早池峰山の麓に抱かれた、水清く、空気が澄み、緑豊かな、北上高地の中央に開けた盆地のまちである。この恵まれた自然環境のもとに、遠野特有の文化が創造され、現代に受け継がれてきた。

しかし、急激に成長した今日の社会経済活動は、私たちに物の豊かさや生活の便利さをもたらした一方で、環境への負荷を増大させ、自然生態系のみならず、全ての生物の生存基盤である地球環境に大きな影響を及ぼすに至っている。

私たちは、自然の生態系の一部であることを自覚し、自然との共生の中で文化や文明を築き上げたことを忘れずに、環境への負荷の少ない生活様式を確立し、すべての生命が共存できるような社会を創らなければならない。

ここに、豊かな自然を愛する心を育みつつ連携を深め、貴重な自然環境を後世に残すという責務を認識し、自然環境と人間生活が調和する遠野型環境調和社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、遠野型環境調和社会の実現に向け、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市民、滞在者、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で潤いのある生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境 人間や生物の周囲にあって、意識や行動の面でそれらと何らかの相互作用を及ぼし合う自然環境、社会的環境及び文化的環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 遠野型環境調和社会 市の土地形態から区分した市街地区域、田園区域、里山区域及び森林区域の4領域で、住民がそれぞれの環境特性と課題に配慮しながら活動し、各領域間が協調を図り、総合的に自然環境との共生が形成される社会をいう。
- (4) 環境の保全及び創造 環境の自然的構成要素(大気、水、土壌、生物等をいう。)及び文化的構成要素(文化財、歴史的建造物等をいう。)に着目し、その保護及び整備を図ることによってこれを良好な状態に保持し、又は形成し、過去に損なわれた自然環境の再生と自然環境に配慮されなかったものを修復することをいう。
- (5) 滞在者 市内を通過する者又は旅行等により市内に滞在する者をいう。
- (6) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋汚染その他の地球全体の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (7) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。
- (8) 遠野らしさ 厳しい自然条件や社会の営みから創出された歴史、文化、伝統等を市民が育み継承している中で、四季の彩りを演出している山並み、河川及び田園が見通し景観に配慮され、良好に維持されている状態をいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源が有限であることを自覚し、適正な管理と循環的な利用を推進し、及び環境への負荷をできる限り低減することによって、環境への負荷の少ない経済の発展を図りながら、持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

(市民の責務)

- 第4条 市民は、日常生活において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制に努め、環境美化活動、資源回収活動その他の環境保全活動への積極的な参加に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

- 第5条 滞在者は、滞在期間において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、事業活動において生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全し、並びに環境への負荷の低減及び事業場周辺の環境美化に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

- 第7条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第2章 基本方針

(施策の基本方針)

- 第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として、市民及び事業者との協働の下に、総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等の多様な自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて適性に保全するとともに、失われた自然環境を再生すること。
- (3) 遠野らしい自然景観、歴史にはぐくまれた伝統及び社会的な環境との調和を図り、自然との豊かなふれあいを確保しながら、人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全及び創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、遠野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、遠野市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、遠野市環境審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 基本施策

(施策の配慮)

第12条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者自らが環境調査及び環境に及ぼす影響の検討を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第14条 市は、環境の保全上の支障となる行為を防止するため、必要に応じて規制の措置を講ずるものとする。

(誘導措置)

第15条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるよう、誘導に努めるものとする。

(施設整備等の推進)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地、河川その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備並びに森林の整備その他の環境の保全及び創造に資する公共的事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(遠野らしい環境の保全)

第17条 市は、遠野らしい環境を保全するものとする。

2 市は、遠野らしい環境の保全及び創造に関し、自然とのふれあいの場の創出、緑化の推進、良好な景観の形成その他人に潤いと安らぎをもたらすため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市民、滞在者及び事業者は、遠野らしい環境を理解し、廃棄物の適正な処理並びに使用済の機器、資材及び遊休地等の適切な管理に努め、良好な自然環境及び生活環境の保全を尊重しなければならない。

(廃棄物の減量の推進等)

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第19条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びに自発的な活動の促進に資するため、環境教育及び学習の推進並びに広報活動の充実に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の活動促進措置)

第20条 市は、市民及び事業者又はこれらの組織する団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(民間団体等の参加)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、民間団体等の参加に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査等体制の整備)

第 23 条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する国際協力)

第 25 条 市は、国その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 審議会

(設置)

第 26 条 市の環境保全に関する基本施策等を調査し、審議し、及び評価するため、市長の諮問機関として、遠野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 27 条 審議会は、委員 14 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体の役職員
- (4) 公募による者

(任期)

第 28 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 29 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第 30 条 審議会は、専門の事項を調査、審議及び評価するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、市長が必要と認める者のうちから委嘱し、調査等が終了したときは解職されるものとする。

(会議)

第 31 条 審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 32 条 審議会の庶務は、環境整備部において処理する。

(委任)

第 33 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。



ふるさと遠野の環境報告書
(平成 20 年度)

平成 21 年 10 月発行

編集・発行 遠野市環境整備部環境課

〒028-0592 岩手県遠野市六日町 1 番 22 号

TEL 0198-62-2111

FAX 0198-62-7721

ホームページ <http://www.city.tono.iwate.jp/>

Eメール kankyo@city.tono.iwate.jp